



上尾市

農業委員会だより

第13号

令和2年8月
発行

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694



秋池農園のご家族（ハウストマト）

皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、農業者の皆様も少なからず影響を受け、さぞや案じてることとお察しいたします。一日も早い終息を心から祈るばかりでございます。

さて、上の写真は地頭方で農業を営んでいる秋池農園のご家族です。自宅周辺にはビニールハウスなどの農地が広がり、ハウストマトや露地野菜、梨、ぶどう、キウイフルーツなどを栽培しています。直売所には自動販売機が設置されており、いつでも新鮮な野菜を購入することができます。

秋池農園では農業経営を始めようとする、意欲ある新規就農者を育成・支援するため、埼玉県農業大学の学生2名を受け入れて、次世代農業者の人材育成にもご尽力いただいております。

現在、農業就業者と雇用者が減少し、青年層の新規就農者の育成が急務となっている中、この学生達は将来就農を検討しているとのことであり、嬉しい限りであります。

農業委員会としましては、農地利用の最適化の推進に向けた取り組みとして、新規参入の促進に努めて参ります。

暑中お見舞い

申し上げます

上尾市農業委員会

会長 今川 修一



研修会を行いました



令和2年1月22日、「10年後の地域農業を考える」をテーマに、農業ジャーナリストで明治大学客員教授である榎田みどり先生を講師に招き、桶川市と伊奈町と合同で研修会を行いました。

担い手が限られ、貸借円滑化だけでは農地の維持に限界がある今だからこそ、農家や地権者だけでなく、「地域みんな」で「地域の農地をどう活かすか」を考えることが必要だと、榎田先生。

地域農業の相談役である農業委員会の役割について、その大切さを改めて認識させられた貴重な研修会になりました。



講師の榎田みどり先生

夏本番！

熱中症

に注意しましょう

暑さに体が慣れていない梅雨明け直後に、農作業中の熱中症事故が多発しています。熱中症を正しく理解し、予防に努めましょう。

熱中症になってしまったら…

涼しい場所に避難する



衣服を脱ぎ、身体を冷やす



水分を補給する



自力で動けない、水を飲めない



意識がない場合は、直ちに救急隊を呼んでください！



農薬を使用する前にラベルの確認を！

5月1日から8月末までの4カ月間は、農薬危害防止運動期間です。

- ① 農薬は施錠して保管しましょう
- ② 使用方法を確認しましょう
- ③ 使用時は、散布のお知らせをするなど周囲に配慮をしましょう
- ④ 土壌くん蒸時は被覆し、立ち入り禁止等の措置をしましょう

農地パトロールを行います

農業委員会は、農地法第30条第1項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行っています。これは、荒廃が著しい農地や、無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消等を目的に行うものです。

調査の結果、耕作されていない農地については、その所有者に対しその後の利用意向を調査し、農地情報としてインターネットにより公表し、農地として利用するよう促します。

今年も8月から10月にかけて地区ごとに実施します。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



パトロール実施者は、**緑色の帽子と腕章**を身に着けています

農地の適正な管理をお願いします

◆ 農地の埋め立てについて

農地に土を埋め立てる場合、農地法及び市のたい積条例に基づく手続きが必要です。

- ・埋め立てには形状や高さの制限があり、埋め立て後の作付計画などを含めた審査を行います。
- ・手続きを怠って埋め立てを行った場合、元の状態に戻していただきます。

◆ 農地の転用について

農地を農地以外にする(農地転用)ときは、農地法に基づく許可(市街化区域では届出)が必要です。

- ・手続きをせずに転用を行うと農地法違反となり、農地の状態に戻していただきます。
- ・また、計画しようとする農地転用ができなくなることがあります。その他、法人は1億円以下の罰金、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられる場合があります。

◆ 耕作放棄地について

適正な管理をお願いします。

- ・雑草の種や病害虫の発生の原因になり、周辺の農地に迷惑を及ぼします。
- ・冬季に枯草となり周辺住民に火災の不安を抱かせます。
- ・不法投棄の温床になってしまいます。



◆ 農地の貸し借りについて

農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく手続きが必要です。

- ・法律に基づく手続きをしていない家庭菜園などの貸し借りは「ヤミ貸し」「ヤミ耕作」などと呼ばれ、トラブルの原因となるだけでなく、土地所有者が必要とする手続きができなくなることがあります。
- ・貸し借りを希望する際は市農業委員会事務局または市農政課(775-7384)にご連絡ください。

令和2年度 農業経営及び農地利用状況に関する調査(8.1調査)にご協力ください!

毎年8月1日を基準に調査を実施しています。
同封の記入例をご確認のうえ、ご記入をお願いします。

調査票の提出は
8月24日(月)まで

▶▶ 調査の目的

毎年、世帯員や農地などの状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化(農地の貸借や売買等)の促進・各種証明書発行の際の基礎資料として役立てます。

▶▶ 調査対象者

農地を10アール(1,000㎡)以上所有している世帯
または、生産緑地を所有している世帯

▶▶ 提出方法

調査票に押印のうえ、同封の返信用封筒に入れて8月24日(月)までに農業委員会事務局へ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりせず、二つ折りのまま返送してください。

なお、「貸したい」「売りたい」意向があり、公開に同意いただいた農地につきましては「買いたい」「借りたい」意向がある方に一覧として公開します。
※氏名・住所は公開されません。



農業者年金 に加入しませんか

年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者を除く)であれば、どなたでも加入できます。

POINT 1
少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。

POINT 2
保険料は自由に決めることができます。

POINT 3
終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

POINT 4
税制面の優遇措置があります。

POINT 5
保険料の国庫補助があります。



詳しくは、**農業者年金HP** (<http://www.nounen.go.jp>) へ